

## 成年後見制度利用促進に関する取り組み（案）について

第3期計画の取り組み・方向性	第3期計画中の取り組み	現状の課題	第4期計画の方向性（たたき台）	第4期計画の取り組み（たたき台）
<p>①虐待の広報・啓発や成年後見等支援Cの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。</p> <p>②保健福祉Cの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援Cが連携するために、一体的な設置を進める。</p> <p>③福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。</p>	<p>【第3期計画の点検・評価シート】</p> <p>①関係機関や当事者への周知等に組み込んだ結果、成年後見等支援Cの相談支援件数は増加した。</p> <p>②平成30年1月に設置した南部・北部保健福祉C内に成年後見等支援Cを一体的に設置した。</p> <p>③福祉サービス利用援助事業の実施にかかる市社協の人員体制整備の補助を実施し、利用契約件数の増につなげた。</p> <p>【事務局意見】</p> <p>◎弁護士や民生児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所等で構成される「成年後見等支援センター運営委員会」において、関係機関が連携して支援にあたる地域連携ネットワーク機能について協議を進め、連携の重要性につき認識の共有を図っている。</p> <p>◎認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人及びその関係者を対象に、成年後見制度に係る相談・申立支援、専門職相談会を実施している。</p>	<p>【第3期計画の点検・評価シート】</p> <p>②成年後見制度利用が必要な人を把握した場合に、<u>関係機関等が連携し支援を行う「地域連携ネットワーク」の機能強化が必要</u>である。</p> <p>◎当事者の判断能力が低下し、<u>支援を拒否する対応困難ケースの増加など支援が長期化する傾向</u>がみられた。</p> <p>【事務局意見】</p> <p>◎地域包括支援センターや相談支援事業所等が制度利用の必要な人を発見した場合に備えて、関係機関が連携して適切な支援につなげる地域連携ネットワーク機能の強化が必要である。</p>	<p>【<u>成年後見に係る総合的な支援体制の強化</u>】</p> <p>市民が、自分らしい生活を守るための手立ての一つとして成年後見制度を有効に利用でき、また、権利擁護支援の必要な人の発見と有効な支援が円滑に行われるよう、成年後見に係る総合的な支援体制を強化します。</p>	<p>(1) 「成年後見等支援センター」について、成年後見制度利用促進を中核機関に位置付け</p> <p>① 「成年後見等支援センター運営委員会」の事務局として、関係機関のネットワーク強化や開催回数の増加など委員会機能の強化【拡充】</p> <p>② 権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーター機能の付加【新規】</p> <p>③ 関係機関における対応困難ケース支援に対する助言・指導を含む進捗管理機能の付加【新規】</p> <p>④ 多機関協働事業の実施に向けて、各関係機関等と連携を図り、複雑化・複合化した事例に対応する機能強化</p> <p>(2) 「成年後見等支援センター運営委員会」を活用した権利擁護支援における課題に対する協議や情報交換、事例検討等の実施【拡充】</p> <p>(3) 成年後見制度相談の実施</p> <p>① 成年後見等支援センターでの窓口相談、訪問型相談の実施</p> <p>② 弁護士相談会、司法書士相談会の実施</p>
<p>①虐待の広報・啓発や成年後見等支援Cの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。</p>	<p>【事務局意見】</p> <p>①地域で活動する団体・グループに成年後見等支援センターから講師派遣を行い、成年後見制度や市民後見人の活動等について周知啓発を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で活動する団体・グループ向けの研修会を実施</li> <li>・ 特別支援学校等を通じて、PTAや保護者向けの啓発チラシの作成と配付</li> <li>・ 地域包括支援センター等関係機関と連携し、全市的なフォーラムの開催</li> <li>・ 社協だより、本市HPを活用した周知啓発</li> </ul>	<p>【事務局意見】</p> <p>◎尼崎市の地域福祉に関するアンケート調査（令和3年3月）によると、成年後見制度の相談先としての成年後見等支援センターの認知度は、事業所47.0%、民生児童委員30.2%、一般市民においては9.5%に留まり、相談先をまったく知らない一般市民は59.5%であり、<u>市民や事業所等の制度の周知を引き続き進めることが必要</u>である。</p>	<p>【<u>成年後見制度の理解の促進</u>】</p> <p>必要な人が安心して成年後見制度を利用することができるよう、成年後見制度の理解を促進します。</p>	<p>(1) 成年後見制度の周知啓発</p> <p>① 市社協や地域振興センターと連携し、民生児童委員向けの研修会や、見守り安心委員会等で地域住民向けの出前講座等の実施【拡充】</p> <p>② 教育委員会と連携し、保護者向けの啓発チラシの作・配付や、出前講座等の実施【拡充】</p> <p>③ 地域包括支援センター等と連携し、継続した全市的なフォーラムの開催</p> <p>④ 市報や社協だより等の広報誌、本市HPを活用した周知啓発</p>
<p>①虐待の広報・啓発や成年後見等支援Cの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。</p>	<p>【事務局意見】</p> <p>◎市民後見人の選任にあたっては受任調整会議を開催し、それぞれの案件に応じた条件を満たす市民後見人候補者を裁判所に推薦している。</p> <p>◎平成24年度から市民後見人養成講座を実施し、令和2年度までに116人が受講し、75人が市民後見人候補者として登録した。令和2年度末時点では、市民後見人候補者として30人の登録があり、そのうちの8人が裁判所から選任され、市民後見人として活動している。</p>	<p>【アンケート結果や委員意見等】</p> <p>◎市長申立てに時間がかかる場合の<u>関係者理解を得るための情報共有や、時間のかけたケースの事後検証等が必要</u>。</p> <p>◎<u>成年後見制度対象外ケースのサポートや、後見人決定までの間、支援者が金銭管理を行わなくても良い仕組み等が必要</u>。</p> <p>◎単身高齢者の増加に対応し、見守りや安心通報事業、身元保証、死後事務を一体として提供することが必要である。</p> <p>【事務局意見】</p> <p>◎成年後見制度の利用を進めるにあたって、市長申立てに時間がかかる場合であっても、適宜状況報告があり、必要な手順を踏んでいることを関係者が理解できることが必要である。</p> <p>◎成年後見の申立てから決定に至るまでに時間がかかったケースについては、事後検証等の取組が必要である。</p>	<p>【<u>成年後見制度の運用の改善</u>】</p> <p>権利擁護支援が必要な人の多様なニーズ、課題に対応できるよう、成年後見制度を有効かつ円滑に運用していくための取組を進めます。</p>	<p>(1) 成年後見制度の円滑な運用に向けた改善【拡充】</p> <p>① 「成年後見等支援センター運営委員会」で権利擁護支援における課題の協議や情報交換、事例検討等を通じて市長申立から決定までの期間等の短縮化を含めた運用改善の検討</p> <p>② 家庭裁判所での後見人の決定に関する処理時間の短縮化を図るため、「受任調整会議」において、事前に後見人候補者を決定するとともに、後見人候補者の段階から支援に参加できる体制の検討</p> <p>(2) 市民後見人の養成・支援の拡充【新規】</p> <p>① ICTを活用した市民後見人養成研修の検討</p> <p>② 活動をしていない養成研修修了者や候補登録者に対して、生活支援サポーター養成研修の受講勧奨や、地域のボランティア活動の窓口となる市社協の「むすぶ」を通じた活動案内など、市民後見人候補登録者等の知識やスキル向上策の検討</p> <p>③ 市民後見人への必要経費の支弁等の検討</p>